

国公文 781-1
平成25年11月22日

独立行政法人国立公文書館
文書管理担当課長 殿

独立行政法人国立公文書館
総務課長



独立行政法人国立公文書館への移管を想定する法人文書ファイル等の有無について
(照会)

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第4項において、独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならないとされています。

つきましては、平成25年度末までに保存期間が満了する法人文書ファイル等のうち、独立行政法人等において歴史公文書等に該当するものとして独立行政法人国立公文書館への移管を想定している場合、当該法人文書ファイル等について、調査票（別紙2）に記載の上、ご回答いただきますようお願いいたします。また、移管を想定していない場合も、その旨を調査票（別紙2）に記載の上、ご回答いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 提出物 (1) 回答（別紙1参照）
(2) 調査票（別紙2）
- 2 提出方法 1 (1) 及び (2) の送付
独立行政法人国立公文書館への移管を想定する法人文書ファイル等がある場合、併せて、1 (2) の電子媒体を電子メールにて送付
- 3 提出期限 平成25年12月13日（金）必着
- 4 提出先 独立行政法人国立公文書館業務課受入管理係
- 5 その他 上記(1)及び(2)の電子媒体は、別途、送付します。
届かない場合は、下記までメールでお問い合わせください。

（本件担当） 総務課企画法規係（石田）

業務課受入管理係（^{かけひ}筧）

電話：03-3214-0664/FAX：03-3212-8806

e-mail：ukeire@archives.go.jp

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3番2